

 <h1>神奈川県立 公文書館だより</h1>	<h2>第39号</h2> <p>編集発行 神奈川県立公文書館 〒241-0815 横浜市旭区中尾1-6-1 電話 045 (364) 4456 FAX 045 (364) 4459 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f1040/</p>
--	---



資料ID420160002 開館に近い公文書館(平成5年)

開館二十五周年を迎えて

神奈川県立公文書館長 堀江信夫

神奈川県立公文書館は、平成五年十一月の開館以来、おかげ様で二十五周年を迎えることができました。

全国の類似施設と比べ、開設はとくに早い方ではありませんが、最初に構想を持ったのは昭和五十七年と非常に古く、都道府県で初めての情報公開制度を創設する際、一層の制度充実のため公文書館の新設を検討するよう提言があったものです。

収蔵資料約七十五万件のうち、中心となっているのが「歴史的公文書」という役割を終えた行政文書、もう一つの柱が郷土に伝えられてきた歴史資料、いわゆる古文書類です。

公文書館の使命は、社会共有の歴史的資産である記録資料を、しっかりと後世に伝え、健全な民主主義の基盤とすることです。それには、歴史的公文書から古文書に至るまで境目はありませんが、神奈川県立公文書館は他の施設に比べて、県民の知る権利に奉仕するという性格が、より強いと言えます。

また、公文書を巡る昨今の問題への対応を先取りしたかのような、保存期間を満了した行政文書の全量引渡し制度や中間保管庫など、今なお先駆的、あるいは理想的な仕組みを保っていることは大きな特徴です。

もちろん、どんな制度や仕組みも永久に正しく機能し続けるものではありません。さらに、すべての情報を無制限に公開するのではなく、記録遺産の歴史的価値と個人情報保護のバランスも非常に重要です。

現在、「神奈川県立公文書館業務検証委員会」を設置し、あらゆる業務を対象として検証し、必要な改善につながる提言を年度内にいただく予定です。

開館二十五周年を契機に、より一層の県民サービス向上とともに、新しい課題にも対応できる公文書館となるよう、職員一同、チャレンジしています。

企画展示 「明治維新と神奈川県」 『金河奇勝(かながわきしょう)から』



(通訳をしていたサムエル・ウェルズ・ウィリアムズの横顔)

に來航した様子を幕末の南宗画家春木南溟が描いたもので、長さが約十五メートルもある絵巻のため、これまで全開展示をすることができませんでした。今回の展示では、二分割したレプリカによって、展示室の一面を使用し初めて全体を展示することができました。

平成30年4月17日(火)から10月23日(火)まで企画展示「明治維新と神奈川県」が開催されました。この展示は、本年が明治改元から百五十年であり神奈川県が設置されてから百五十年の節目の年であることを記念して企画しました。

今回は、ここに展示した『金河奇勝』(ID2199400717)についてご紹介いたします。

1 レプリカの展示

金河奇勝は、安政元(嘉永七)年にペリーが神奈川(現在の横浜港)



(金河眺望)

金河奇勝には、ペリー艦隊の船名や乗組員の持ち物、ア

2 権現山とは

このレプリカは、富士ゼロックス株式会社の社会貢献の一環である文化伝承活動によって作成され、平成三十年三月に寄贈していただいたものです。作成されたレプリカは二点で、その内の一点は本物と同じように軸などが付いたもの。もう一点は当館の展示室で展示できるよう、軸などを付けず絵巻を二分割したものです。

3 増徳院と墓地

二つ目は、後半に出てくる「横浜

メリカ国からの貢物目録など多くの記述があります。その中から特に神奈川に関係の深いものをご案内します。

その第一は、最初に描かれている「金河眺望」です。この絵は、遠くに黒船が浮かぶ港の様子を描いたものです。そして、画面中央の下を見ると「権現山ヨリ」の記述が見られます。当時の神奈川の港を一望した場所であると思われる。

それでは権現山は、何処にあるのでしょうか。その答えは「神奈川港御貿易場御開地」の絵図の中にありました。①に示す場所に「ゴンゲン



(横浜村増徳院西人墓碑之図)

山」の記述が残されています。この山は、開港に併せて作られた神奈川台場や

明治五年に開通した鉄道敷地の埋め立てのために削られ、現在は京浜急行神奈川駅から品川寄りの少し先にある小高い公園が残るのみとなっております。



「神奈川港御貿易場御開地」(県立図書館蔵)

村増徳院西人墓碑之図」です。

この図には「ROBERT WILLIAMS」の名前や一八五四年三月六日と亡くなった期日が記載されています。

そして、「神奈川港御貿易場御開地」には、②「増徳院」と③「異人の墓」も記載されています。

この墓碑は、横浜村にあった増徳院(現在の元町プラザ付近)に隣接した場所に埋葬された、ミシシッピ号の海兵隊員ロバート・ウィリアムズのものであります。そして、この墓が横浜外人墓地の第一号となりました。この墓は、その後締結された日米和親条約に基づき下田に改葬され、ロバート・ウィリアムズは現在も下田の玉泉寺に眠っています。(公文書館資料課長 齊藤 達也)

収蔵資料紹介

旧優生保護法関係資料

当館では、神奈川県における旧優生保護法関係の公文書を所蔵している。本稿では、これら資料の中から、主だった資料を紹介する。

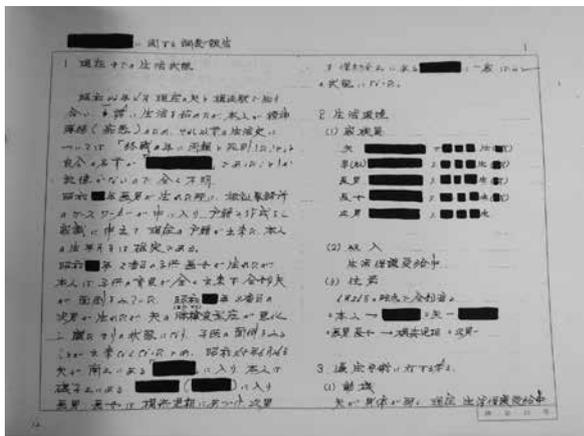
○「昭和45年度優生保護審議会 記録」

この資料は、昭和45年度に開催された神奈川県優生保護審査会の開催及び優生手術申請書、優生手術適否決定通知書等が綴られている。

旧優生保護法では、優生手術の実施にあたっては、本人の同意を得ることなく、優生保護審査会で手術を行うことが適当と判断されれば、手術を行うことができる旨の条文が規定されていた。この資料では、優生保護審査会において手術を行うことの適否を判断するための個人情報、一人ずつ掲載されている。

資料を詳しく見てみる。まず、医者らは審査会に手術の適否の審査を申請する。申請書には、保護義務者（親族）の同意書・検診録・家系図・調査報告書といった書類が添付され

ている。この内、検診録には、手術を受ける者の生活史、病歴、身体的症状・精神的症状、遺伝歴等が記載されている。また、調査報告には、生活状態、家族構成、収入、住居といった情報が詳しく記載されている。



申請書が提出された後は、家計調査が実施され、これらを踏まえた上で、優生保護審査会が開催された。本県の審査会関係の資料では、議事録は残されていないが、手術の適

否の結果は残されている。最終的には、医者と保護義務者に結果が通知されている。

この年は審査会が2回開催されているが、対象者は、計10名で、男2名、女8名である。(この内、1名は審査の結果、保留と判断されている。)

なお、この資料には、手術を受けた方及び親族の個人情報が含まれているため、原本での閲覧は不可である。代わりに、氏名・住所・生年月日等の個人情報をもスキングしたコピー本を閲覧に供している。

○「優生保護法法規綴」

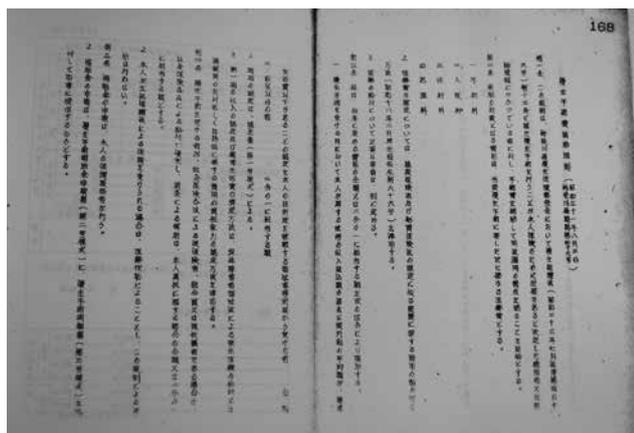
この資料は、昭和24年度から34年度にかけて、三崎保健所が収受した本庁の通知がまとめられている。

ここでは、「優生手術費補助規則」を取り上げたい。この規則は、昭和31年8月に制定されたもので、手術に要した医療費の本人負担分を県が補助することで、旧優生保護法の普及を図ることを目的としている。

この規則が制定された背景としては、費用負担の面で手術の同意が得にくいため、県が費用を負担することで、手術件数の増加を後押ししたい旨の記述が残されている。

なお、この資料は原本が劣化して

いることから、原本をコピーした物を提供している。



本稿で紹介した資料は誰でも閲覧・複写することが可能である。これらの資料を通じて、旧優生保護法に関する理解を深めていただければと思う。

歴史的公文書の閲覧について

神奈川県立公文書館には、歴史的公文書が約二十三万件収蔵されています。歴史的公文書は、現用文書の公開と合わせ情報公開の両輪となっております。これらの歴史的公文書は、件名、作成所属、作成年度、文書の概要などの情報をデータベースに登録しています。この検索は、館内のパソコンだけでなく、インターネットでも可能です。検索して見つかった資料は、当館一階の閲覧室で申込みをして閲覧することが出来ます。当館では申込み当日に閲覧することも可能です。

閲覧には審査が必要です

しかしながら、歴史的公文書には、個人情報等の公開できない情報も含まれている場合もあるため、これらの審査が必要です。

そして、本年六月から審査方法を見直し、文書を漏れなく確実にチェック出来るよう、複数の担当者による二重のチェックを行ったうえで、館長が最終決裁を行う事となりました。

利用者の皆さまには、お待たせすることもありますので、審査へのご理解とご協力をお願いします。

事前審査を行っています

閲覧までの待ち時間を少しでも短縮できるように、審査した内容をデータベース化して一度審査したものは、次からは審査をせずに閲覧に供しています。

また、閲覧制限をする場合でも資料のすべてを非公開とはせず、該当の部分にマスキング処理をして閲覧に供しています。しかし、マスキング処理には、いったん複写して黒塗りしたものをさらに複写し、綴じ直すなど、多くの時間が掛かります。このため閲覧を希望する部分が閲覧制限の対象ページ以外の場合には、該当ページのみを袋掛けするなど簡易的な処理で時間の短縮の工夫もしています。

閲覧予約をお願いします

さらに、閲覧する資料が事前に

分かっている場合には、電話などによる予約を受け付けています。資料のID番号、資料名と来館予定などをご連絡いただければ予約することが出来ます。予約された資料は、事前に審査等の準備が出来ますので待ち時間の短縮にもなりますので是非ご利用ください。(公文書館資料課長 齊藤 達也)

利用案内

当館では、県が作成した歴史的に重要な文書や、神奈川県に関わりのある古文書、図書などを収集、保存しています。

これらの資料は、閲覧室でご覧いただくことが出来ます。また、年間を通じ、さまざまな形で資料を展示し、皆様のご来館をお待ちしています。

展示のご案内

◆ 記念展示

「公文書を考える」

平成31年3月31日(日)まで

◆ 常設展示

「公文書館の仕事紹介」

平成31年3月31日(日)まで

館利用のご案内

【利用時間】

閲覧室 午前9時～午後5時
会議室 午前9時～午後9時

【休館日】

月曜日、国民の祝日(月曜日と重なる場合は翌日)、年末年始12月28日～1月4日

【利用方法】

閲覧室に開架されている約3万点の資料は自由に閲覧できます。また、書庫内の資料は受付に請求してください。

展示見学は、無料です。ご自由にご覧ください。

自治会や学校など各種団体の見学も随時受け付けています。

会議室は、施設利用予約システムでお申し込みください。



— 交通の案内 —

電車の場合 相鉄線「二俣川駅」(横浜駅から急行で11分)下車、徒歩17分又は相鉄バス「運転試験場循環」で「運転試験場」下車徒歩3分

車の場合 「保土ヶ谷バイパス」本村インターから6分